

Client Alert

2020年5月号 (Vol.77)

1. はじめに
2. 知的財産法：IPA、アジャイル開発版「情報システム・モデル取引・契約書」を公表
3. 競争法／独禁法：公取委、改正独禁法の施行に向け規則案等を公表
4. エネルギー・インフラ：国交省「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」の概要
5. 労働法：歩合給の計算に当たり残業代相当額を控除する賃金規程の有効性に関する最高裁判決
6. 会社法：新型コロナウイルス感染症を踏まえた定時株主総会対応（2）一定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない場合の対応一
7. 危機管理：公益通報者保護法の一部を改正する法律案の閣議決定
8. 一般民事・債権管理：国交省、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、飲食店等のテナントの賃料の支払いについて柔軟な措置の実施を検討するよう要請
9. M&A：テクモ最高裁決定及びジュピターテレコム最高裁決定の判断枠組みが非上場株式の場合にも当てはまることを明らかにした最高裁決定
10. ファイナンス・ディスクロージャー：金融庁「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた有価証券報告書等の提出期限の延長について」等
11. 税務：国税庁による申告・納税の取扱いに関するFAQの公開・更新
12. 中国・アジア（ベトナム）：競争法に関する政令 Decree No.35/2020/ND-CP（政令35号）の制定
13. 新興国（ロシア・CIS）：新型コロナウイルス感染症に伴うモラトリアムの導入
14. 国際訴訟・仲裁：新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた仲裁機関の対応等について（2）

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2020年5月号 (Vol.77) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

Client Alert

2. 知的財産法：IPA、アジャイル開発版「情報システム・モデル取引・契約書」を公表

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）は、2020年3月31日、アジャイル開発を外部委託で行うケースを想定したアジャイル開発版「情報システム・モデル取引・契約書」（「本モデル契約」）を公表しました。

アジャイル開発とは、開発対象全体の要件や仕様を確定してから開発を行うウォーターフォール型のシステム開発とは異なり、技術的実現性やビジネス成否が不確実な状況でも迅速に開発を行い、運用時の技術評価結果や顧客の反応に基づいて素早く改善を繰り返すという仮説検証型の開発手法となります。本モデル契約では、①あらかじめ特定した成果物の完成に対して対価を支払う請負契約ではなく、ベンダーが専門家として業務を遂行すること自体に対価を支払う準委任契約を前提としていること、②アジャイル開発に関する理解をベンダー・ユーザ間で共有するための補足資料（契約前チェックリスト、アジャイル開発進め方の指針）をも提供するものであること、③アジャイル開発の要となる「プロダクトオーナー」の役割等を明確化していること等の特徴を有しています。

本モデル契約は、昨年12月にIPAが公表した、ウォーターフォール型開発版「情報システム・モデル取引・契約書」（経済産業省が2007年に公開した「情報システム・モデル取引・契約書」を改訂して改正民法に対応させたもの）とともに、システム開発取引を行う上で、ベンダー・ユーザいずれの立場からその内容は指針となるべきものといえます。

アジャイル開発版「情報システム・モデル取引・契約書」

https://www.ipa.go.jp/ikc/reports/20200331_1.html

パートナー 岡田 淳

☎ 03-5220-1821

✉ atsushi.okada@mhm-global.com

カウンセラー 佐々木 奏

☎ 03-6266-8510

✉ susumu.sasaki@mhm-global.com

3. 競争法／独禁法：公取委、改正独禁法の施行に向け規則案等を公表

2020年4月2日、公取委は、昨年成立した改正独禁法の施行が今年中に予定されているため、必要となる公取委規則等の案を公表しました。令和元年改正独禁法により、課徴金減免制度に新しい仕組み（調査協力減算制度）が導入されること、今回公取委が公表したのは、

Client Alert

- ・ 調査協力減算制度の導入のため必要となる、①課徴金減免規則の全部改正案と②運用指針
- ・ 調査協力減算制度と同時に導入される、事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の一部を保護する手続（該当する証拠物件を判別し、審査官がその内容に接することなく事業者に還付する手続であるため、「判別手続」と呼ばれています）に関して必要となる、③審査規則の一部改正案と④手続指針
- ・ 課徴金減免申請者の従業員等が供述聴取の対象者である場合に、その求めにより供述聴取の場でのメモ取りを認めることを新たに定める、⑤独禁法審査手続に関する指針の一部改正案

です。

以上を通じ、令和元年改正独禁法の下で想定される、課徴金減免手続等の具体的な運用が明らかとなりました。うち重要なポイントとしては、以下のようなものがあります。

- ・ 調査協力減算制度
 - ・ 課徴金減免申請の方法が、FAX から電子メールへと変更
 - ・ 課徴金減免申請者に対する課徴金について、申請の順位に応じた減免率に加え、事業者の協力が事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率を適用するため、事業者は、減免申請を行った旨の通知を公取委から受けた日から 10 開庁日以内に申出を行い、公取委と協議・合意する
 - ・ 減算率について、公取委は通常、特定割合ではなく、上限・下限について合意を求める
 - ・ 事件の真相の解明に資する程度の評価は、事業者が公取委に行った報告等の内容が、当該事業者の事件への関与の度合いに応じて把握しうる限度を踏まえつつ、①具体的かつ詳細であるか否か、②網羅的か否か、③当該事業者が提出した資料により裏付けられているか否か、の要素をいくつ満たすかを考慮して 3 段階（高：全要素を満たす／中：2 つの要素を満たす／低：1 つの要素を満たす）で行い、減算率も 3 段階で決定される
 - ・ 協議において、事業者は、公取委からの追加報告等の求めに応じることを説明に盛り込まなければならない、追加報告等の求めに応じて公取委が把握した事実等も新たな事実等の把握として評価されうる
- ・ 判別制度
 - ・ 対象となる通信は、課徴金減免対象被疑行為に係る独禁法に関する法的意見について、事業者が事業者から独立して法律事務を行う弁護士に対して秘密に行った相談またはこれに対して弁護士が秘密に行った回答（弁護士によるヒアリングメモは対象とならない）
 - ・ 対象となる物件として認められるためには、外観上識別できる表示を行い、対象とならない物件を保管する場所と外観上区別し、その内容を知るものの範囲が制限されていたことが必要

Client Alert

以上のようなポイントからは、事業者が調査協力減算制度や判別制度を活用するためには、平時からの準備を含む一定の対応が必要となることが分かります。上記公取委規則等の案については、5月15日まで意見募集が行われています。意見募集の結果及びこれを踏まえて施行される規則・指針等の内容について注目すべきことはもちろんですが、施行に備えた平時の体制や対応方針等の見直しについては、今からでも検討に着手することが望ましいといえます。

パートナー 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhm-global.com

4. エネルギー・インフラ：国交省「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」の概要

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言を受け、各地で建設工事の中止・中断の判断が求められるケースが増加しています。発注者・受注者間で、建設工事の中止・中断に伴う工期の遅延や増加コストの発生に係る責任分担や、万一作業員に感染者が出た場合の責任など、契約上・法律上の論点が少なからず発生し、関連する契約の規定ぶりや工事内容・状況を踏まえた、ケースバイケースでの判断が求められるところです。本稿では、一つの参考として、国土交通省による2020年4月17日付「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」（「本通知」）の概要についてご紹介いたします。

(1) 事業継続についての考え方

本通知においては、まず、社会の安定維持や国民の安定的な生活事業継続確保の観点から、公共工事及び河川や道路などの公物管理やインフラ運営関係（電力、ガス、上下水道等）又は家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）等国民が必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業の事業継続のために必要な工事については、継続することが求められるものとしています¹。他方、公共工事一般については、事業の継続性に留意しつつ、工事現場のある地域を管轄する都道府県知事からの要請を踏まえ、受注者からの申出があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うこととしています。

¹ 新型インフルエンザ等対策特別措置法18条に基づく「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」参照。

Client Alert

(2) 「不可抗力」についての考え方

新型コロナウイルス感染症の拡大が契約上の不可抗力事由を構成するか否かについては、個別の契約書の規定や工事内容・状況等に応じ、あくまでケースバイケースでの判断が求められるところではありますが、本通知においては、「受発注者の故意又は過失により施工できなくなる場合を除き、資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられる。この場合、民間工事標準請負契約約款（甲）・（乙）においては、受注者は発注者に工期の延長を請求でき、下請工事標準請負契約約款においては、元請負人は必要があるときは工事を中止し、工期の延長について元下間で協議することとしており、いずれの場合も増加する費用については発注者（元請負人）と受注者（下請負人）が協議をして決めることとされているため、適切な対応が図られることが求められる」という考え方が示されています。

(3) 施工中の工事等における感染拡大防止策について

施工中の工事等における感染拡大防止策につき、本通知においては、手洗い・うがいなどの感染予防対応の徹底、建設現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策の徹底について適切な対応を図ることといった感染予防策の徹底に加え、すべての作業従事者等の健康管理への留意が求められています²。

(4) 下請負人への配慮等

下請負人への配慮に関し、本通知では、下請契約の工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるとともに、請負代金の設定及び適切な代金の支払など、元請負人と下請負人との間の取引の適正化のより一層の徹底が求められ、今般の緊急事態宣言等を受け、建設工事の一時中止・延期がさらに増える場合には、下請負人や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように十分な配慮をするとともに、元請負人と下請負人との間の取引の適正化について更なる徹底が必要とされています³。

民間のエネルギー・インフラ関連の工事においても、発注者・受注者双方が、作業員の安全にも配慮しながら、互いの立場に配慮しつつ、本通知なども参考に、個々の案件において最善の対応を模索し、この危機を乗り越えていくことが求められています⁴。

² 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月8日付事務連絡）参照。

³ 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底等について」（令和2年3月11日、国土建推第38号、国土建整第132号）参照。

⁴ なお、本通知においては、建設業に係る金融支援事業の活用についても言及されています。

Client Alert

パートナー 小林 卓泰
 ☎ 03-5223-7768
 ✉ takahiro.kobayashi@mhm-global.com
 アソシエイト 山路 諒
 ☎ 03-6213-8126
 ✉ ryo.yamaji@mhm-global.com

5. 労働法：歩合給の計算に当たり残業代相当額を控除する賃金規程の有効性に関する最高裁判決

(1) 本件最高裁判決について

令和2年3月30日、歩合給の計算に当たり売上高等の一定割合に相当する金額から残業手当等に相当する金額を控除する旨の定めがある賃金規則（本件賃金規則）の有効性について、最高裁判所の判断（本件最高裁判決）が示されました。本件は以下のとおり2つの事件が審理されており、今回の最高裁判決は第1事件の第2次上告審における判断です。

事件	審級	判決日	判決内容
第1事件	第1審	東京地裁平成27年1月28日判決	原告らの請求認容
	第1次第2審	東京高裁平成27年1月16日判決	第1審の判断を維持
	第1次上告審	最高裁平成29年2月28日判決	破棄差戻
	第2次第2審	東京高裁平成30年2月15日判決	原告らの請求棄却
	第2次上告審	最高裁令和2年3月30日判決	破棄差戻
第2事件	第1審	東京地裁平成28年4月21日判決	原告らの請求棄却
	第2審	東京高裁平成30年1月18日判決	第1審の判断を維持

(2) 本件最高裁判決の事案

本件賃金規則の概要は以下のとおりです。歩合給（1）の算定に当たり、時間外労働手当が控除されていることがうかがえます。

賃金の内訳	計算方法
基本給	1乗務（15時間30分）当たり1万2,500円
服務手当	・タクシーに乗務しないことにつき従業員に責任がない場合 1時間につき1,200円 ・タクシーに乗務しないことにつき従業員に責任のある場合 1時間につき1,000円
交通費	交通機関を利用して通勤する者に対し、非課税限度額の範囲内で実費支給する。
深夜手当	以下の合計額 ・{(基本給+服務手当) ÷ (出勤日数 × 15.5時間)} × 0.25 × 深夜労働時間

Client Alert

	・ (対象額 A ÷ 総労働時間) × 0.25 × 深夜労働時間
残業手当	以下の合計額 ・ [(基本給 + 服務手当) ÷ (出勤日数 × 15.5 時間)] × 1.25 × 残業時間 ・ (対象額 A ÷ 総労働時間) × 0.25 × 残業時間
公出手当	・ 法定外休日労働分：以下の合計額 ✓ [(基本給 + 服務手当) ÷ (出勤日数 × 15.5 時間)] × 0.25 × 休日労働時間 ✓ (対象額 A ÷ 総労働時間) × 0.25 × 休日労働時間 ・ 法定休日労働分：以下の合計額 ✓ [(基本給 + 服務手当) ÷ (出勤日数 × 15.5 時間)] × 0.35 × 休日労働時間 ✓ (対象額 A ÷ 総労働時間) × 0.35 × 休日労働時間
歩合給 (1)	対象額 A - {割増金 (深夜手当、残業手当及び公出手当の合計) + 交通費} ※ 「対象額 A」の算出方法は、以下のとおり (所定内税抜揚高一所定内基礎控除額) × 0.53 + (公出税抜揚高一公出基礎控除額) × 0.62

(3)本件最高裁判決の判示内容

本事件の争点は、①本件賃金規則の効力、②遅延損害金の利率、③付加金の支払い命令の是非となりますが、本稿では①の争点について取り上げます。

最高裁は、使用者が労働基準法に規定された方法以外の方法で時間外労働手当を算定し支払うこと自体が直ちに違法にはならないとしつつ、これまでの固定残業代に関する判示を行った最高裁判例（第 1 次上告審判決も含みます。）を引用しながら、労働契約における賃金の定めにつき、通常の労働時間の賃金に当たる部分と同条の定める割増賃金に当たる部分とを判別することができるが必要であるとししました。

その上で、上記の判別が可能というためには、当該手当が時間外労働等に対する対価として支払われるものとされていることを要するところ、当該手当がそのような趣旨で支払われるものとされているか否かは、当該労働契約に係る契約書等の記載内容のほか諸般の事情を考慮して判断すべきであり、その判断に際しては、当該手当の名称や算定方法だけでなく、労基法 37 条の趣旨を踏まえ、当該労働契約の定める賃金体系全体における当該手当の位置付け等にも留意して検討しなければならないと判示しました。

そして、本件賃金規則における上記仕組みについては、実質的に出来高払制の下で、本来は歩合給として支払予定である賃金を、時間外労働がある場合にはその一部について名目のみを割増金に置き換えて支払うものであると認定し、当該割増金には通常の労働時間の賃金である歩合給として支払われるべき部分を相当程度含んでいることを指摘しました。その上で、当該割増金のうち、どの部分が時間外労働等に対する対価に当たるかは明らかでないため、上記の判別ができないとして、労働基準法 37 条の定める

Client Alert

割増賃金が支払われているとは言えないと判断し、使用者が労働者に対して支払うべき未払い賃金額等について審理を尽くさせるため、原審に差し戻す旨判示しました。

(4)実務への影響

本件最高裁判決は、本件賃金規則の定める上記仕組みについて、最高裁は労働基準法 37 条の定める割増賃金が支払われたということではできないと判示して原審とは異なる結論を導いたことから、タクシー会社や運送会社を始めとして、類似の制度を設けている企業は、当該制度の見直しを含めて検討を行う必要があります。

また、本件では、これまでの最高裁判例を引用しつつ、固定残業代の有効性について、明確区分性を満たすことを求めており、「契約書等の記載内容のほか諸般の事情」を考慮する必要がある上、その判断に当たっては、「当該手当の名称や算定方法」だけでなく、労働基準法 37 条の趣旨を踏まえ、「該労働契約の定める賃金体系全体における当該手当の位置付け等にも留意」する必要があるとしている点に特徴があります。

なお、第 2 事件についても現在最高裁に審理が係属していることから、本件と関連して最高裁がどのような判断を行うのかについても着目する必要があります。

パートナー 荒井 太一

☎ 03-5220-1853

✉ taichi.arai@mhm-global.com

アソシエイト 南谷 健太

☎ 03-6266-8540

✉ kenta.minamitani@mhm-global.com

6. 会社法：新型コロナウイルス感染症を踏まえた定時株主総会対応(2) — 一定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない場合の対応 —

今年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、例年とは異なる特殊な株主総会対応が求められます。検討すべき点は多岐にわたりますが、本稿では特に、定時株主総会を毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集することとしている 3 月決算企業において 6 月末日までに定時株主総会を開催することができない場合の対応について検討します。

本年度の定時株主総会の開催を巡っては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からの開催延期に留まらず、決算や監査に遅延が生じたことで、定款に定めた時期に開催する定時株主総会における決算報告が困難となるケースも想定されます。その対応策としては、①6 月中は定時株主総会を開催せず、7 月以降に開催を延期する方法（開催延期方式）、②6 月中に定時株主総会を開催し決議事項の決議を行った上で、7 月以降に継続会を開催し報告事項の報告を行う方法（継続会方式）、③6 月中に定時株主総会

Client Alert

を開催し決議事項の決議を行った上で、7月以降に臨時株主総会を開催して報告事項の報告を行う方法（臨時株主総会方式）の3つの方法が想定されます。

このうち、①開催延期方式によれば、決算及び監査が完了し株主への計算書類等の提供を行った上ですべての決議事項・報告事項を一度に上程でき、株主総会の開催は一度で済むというメリットがあります。

一方で、特に配当の決定機関が株主総会である会社において①開催延期方式を採用すると、3月末日を基準日とした配当決議が困難となるため、3月末日の基準日株主に対する配当を優先するのであれば、②継続会方式又は③臨時株主総会方式を検討することとなります。

②継続会方式や③臨時株主総会方式による場合、いずれも株主総会を二度開催する必要がある上、6月に開催される定時株主総会の招集に当たって会社法上求められている計算書類等の提供（会社法437条、444条6項）を行うことができないという問題点があります。

また、②継続会方式については、（株主総会の招集通知の発送期限が2週間前とされていることに鑑み、）当初開催される定時株主総会から2週間以内に開催すべきとされている一般的な解釈との整合性に留意が必要となります。また、Institutional Shareholder Services（ISS）等の議決権行使助言会社やその助言を踏まえた海外機関投資家を中心に、計算書類等の報告がないまま、配当や役員選任等の議案の決議を6月の定時株主総会において行うことは株主の利益に反する可能性があるとして否定的な反応が出されることも予想されているため、自社の株主構成に照らして、継続会方式の採用について株主の賛同が得られるかも踏まえ、慎重な検討が必要となります。

但し、金融庁に設置された新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会は、4月15日付でリリースを公表し、当初予定した時期に定時株主総会を開催できない場合の対応として、②継続会方式を例示しています。また、4月28日には、金融庁、法務省、経済産業省の連名で、「継続会（会社法317条）について」との指針が公表され、企業等の関係者の円滑な実務の遂行に資することを目的とした継続会の開催に当たって留意すべき事項を示しており、その中では、当初の定時株主総会と継続会の間の期間についても、「関係者の健康と安全に配慮しながら決算・監査の事務及び継続会の開催の準備をするために必要な期間の経過後に継続会を開催することが許容されると考えられ、許容される期間の範囲について画一的に解する必要は無い。もっとも、その間隔が余りに長期間となることは適切ではなく、現下の状況に鑑み、3ヶ月を超えないことが一定の目安になるものと考えられる。」と明記しています。さらに、同指針では、機関投資家（株主）に対しても、「企業が従業員等の健康や安全を最優先に考えた結果、継続会をはじめ例年とは異なる株主総会運営を行う場合には、形式的・機械的な基準によるのではなく、その実質・趣旨に着目した対応を行うことが強く期待される」としています。

なお、役員の改選時期という点では、②継続会は当初開催される定時株主総会と一体と解され役員の任期は原則として継続会終了時点で終了することになるため、6月末日

Client Alert

のタイミングでの役員体制の交代を予定している会社においては、臨時株主総会について別途の基準日設定が必要となりますが、③臨時株主総会方式によって6月の定時株主総会において現任役員の任期を満了させ、改選を行う方法によることが原則になると考えられます。

このように、①ないし③の各方式はいずれも一長一短といえますので、各社は自社の事情を踏まえいずれの方式を採用するか個別に検討する必要があります。

新型コロナウイルス感染症拡大下における株主総会実務の在り方については、前例もなく、実務上合理的といえる方法を模索する他ありません。一方で、官公庁を中心として多くのガイドラインやリリースが公表されており、大いに参照する意義があります。各社は、それらの内容も踏まえ、今後の定時株主総会実務について検討を進める必要があると考えられます。当事務所においても、本レターに限らず、各種レターにおいて最新の情報をご提供していますので、こちらをご参照いただければ幸いです。

<参考資料>

法務省：「定時株主総会の開催について」

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html

金融庁：「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200415/20200415.html>

金融庁、法務省、経済産業省：「継続会（会社法317条）について」

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/11.pdf>

法務省：「商業・法人登記事務に関するQ&A」

http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00076.html

CORPORATE NEWSLETTER 2020年4月号（Vol.34）：新型コロナウイルス影響下の株主総会対応 一株主総会実施方法の検討上の留意点

<http://www.mhmjapan.com/ja/newsletters/corporate-nl/39.html>

CORPORATE NEWSLETTER 2020年4月号（Vol.35）：経団連『新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた定時株主総会の臨時的な招集通知モデル』の公表と実務上の留意点

<http://www.mhmjapan.com/ja/newsletters/corporate-nl/40.html>

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ yusuke.ishii@mhm-global.com

アソシエイト 香川 絢奈

☎ 03-5220-1847

✉ ayana.kagawa@mhm-global.com

Client Alert

7. 危機管理：公益通報者保護法の一部を改正する法律案の閣議決定

2020年3月6日、公益通報者保護法の一部を改正する法律案（「改正案」）が閣議決定されました。

改正案は、近時において継続的に発生している不正・不祥事の早期是正・被害の防止を図るために、事業者自ら不正を是正しやすくするとともに、通報者が安心して内部通報・行政機関等への通報を行いやすくし、また、通報者の保護を強化する内容となっており、改正案の主な概要は以下のとおりです。

① 通報者の保護の拡大

現行法では、公益通報者保護法の保護の対象となる者は、現職の労働者に限られていましたが、改正案においては、一定の退職者及び役員についても、その対象に含めるものとされています。

また、現行法では、最終的に刑事罰の対象となる規制違反行為に関する通報のみ保護の対象となっていますが、改正案においては、行政罰の対象となる規制違反行為についても、その対象に含めるものとされています。

さらに、改正案では、公益通報によって損害を受けたことを理由とする通報者に対する損害賠償請求を制限することとしています。

② 内部通報体制整備の義務化等

改正案においては、常時使用する労働者の数が300名を超える企業については、内部通報に適切に対応するために必要な体制（内部通報の窓口・調査・是正措置の実施に関する業務に従事する者（「公益通報対応業務従事者」）の配置等）の整備を行わなければならないものとされています。

内部通報体制の整備については、その実効性確保のために、行政措置（助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表）が導入されており、また、公益通報対応業務従事者は、通報者を特定させる事実について守秘義務（正当な理由のない同義務違反は、刑事罰の対象）を負うものとされています。

なお、常時使用する労働者の数が300名以下の企業については、この体制の整備等は努力義務とされています。

③ 行政機関・報道機関等への通報の保護要件の緩和

現行法では、行政機関への公益通報の保護要件として、通報対象事実について真実相当性（信ずるに足りる相当の理由）が求められていましたが、改正案においては、通報対象事実が生じ又はまさに生じようとしていると思料し、かつ、氏名等を記載した書面を提出した場合についても、公益通報として保護されるものとされています。

また、報道機関等への公益通報の保護要件として、内部通報を行うと通報者を特定させる情報が漏えいされると信ずるに足りる相当の理由がある場合、及び、個人の財産に対する損害（回復困難又は重大なものであり、通報対象事実を直接の原因とするもの）が追加されることとされています。

Client Alert

改正案の施行日は、公布の日から2年以内とされており、施行までには一定の期間がありますが、内部通報制度の実効性の向上の観点からも、改正案を念頭に自社の内部通報制度の見直しを図ること等は有用であり、また、公益通報対応業務従事者には重い責任が伴う内容となっており、それに対応する知識・能力が備わっている必要があるため、改正案の施行に備え、今のうちから候補者の選定及び候補者に対する教育・研修等を行っておくことも十分に考えられます。

パートナー 藤津 康彦
☎ 03-6212-8326
✉ yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com
アソシエイト 村田 昇洋
☎ 03-6266-8558
✉ shoyo.murata@mhm-global.com

8. 一般民事・債権管理：国交省、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、飲食店等のテナントの賃料の支払いについて柔軟な措置の実施を検討するよう要請

2020年4月7日に発令された、新型インフルエンザ等対策特別措置法32条1項に基づく緊急事態宣言を受けて、各都道府県は事業者に対し、一定の施設について休業要請を行うとともに、施設使用停止等の協力を求めています。

これを受けて、当該宣言前から自主的に休業していた事業者に加えて、さらに多くの事業者が休業を余儀なくされており、特に毎月の売上げから一定の賃料を支払うようなテナントは、休業により賃料が支払えず、今後廃業が相次ぐのではないかと懸念されています。このような中、各都道府県は休業中の事業者に対して一定額の給付金を支給する等援助を行っているものの、必ずしも十分な補償が行われていないのが現状です。

国交省は、2020年3月31日付で、各不動産関連団体に向けて、飲食店をはじめとする賃料の支払いが困難な事情があるテナントに対し、その置かれた状況に配慮して、賃料の支払いの猶予に応じる等、柔軟な措置の実施を検討するよう当該各団体の加盟事業者への周知を依頼しました。

新型コロナウイルス感染症に起因する賃借人の収益減少が賃借人の責めに帰すべきものではないとしても、賃料支払債務のような金銭債務の履行は、不可抗力をもって抗弁とすることはできず（民法419条3項）、賃貸人は、テナントの賃料支払いが困難であることを理由として、直ちに賃料の支払猶予等の措置を講じる義務はありません。今回の通知についても、あくまで任意の協力を求める内容です。もっとも、休業要請の対象施設となり休業した場合等に、民法611条1項による賃料の減免が認められるか否かも議論されている最中であり、契約上は規定がなくとも、上記通知の趣旨等も勘案し、

Client Alert

賃料の支払いの猶予や減免が認められる場合も想定されると考えられます。新型コロナウイルス感染症の動向は流動的であり、いつ収束するかも予測困難ですが、今後も、国交省からの各種施策や、上記通知を踏まえた各不動産関連団体等の動きを注視していくことが重要と考えられます。

カウンセル 梅本 麻衣
☎ 03-6266-8753
✉ mai.umemoto@mhm-global.com
アソシエイト 川井 悠暉
☎ 03-5220-1865
✉ yuki.kawai@mhm-global.com

9. M&A: テクモ最高裁決定及びジュピターテレコム最高裁決定の判断枠組みが非上場株式の場合にも当てはまることを明らかにした最高裁決定

最高裁は、2020年3月12日、X株式会社が、非上場のY株式会社（「対象会社」）を子会社化する取引の一環として、対象会社の発行済株式の公開買付けに引き続き実施した会社法179条1項に基づく特別支配株主による株式売渡請求に対し、売渡株主が、自己が保有する対象会社の普通株式の売買価格の決定を求めた事案について、株主側の特別抗告を棄却する決定を行いました。

当該事案の抗告審（東京高裁）は、「一般に公正と認められる手続により経営統合の手段たる公開買付けが行われ、その後に公開買付けに係る買付価格と同額で株式売渡請求がされた場合には、株主が公開買付けに応じるか否かを適切に判断することが期待できる以上、上記の手続において基礎となった事情に予期しない変動が生じたなどの特段の事情がない限り、裁判所は、株式売渡請求に係る株式の売買価格を公開買付けに係る買付価格と同額とするのが相当である」という原々決定（東京地裁）と同様の判断を示したうえ、非上場株式であっても、「いわゆる独立当事者間における取引については等しく当てはまる」という判断を示していました。

本決定は、一般に公正と認められる手続により取引条件が決定された場合には、裁判所は、原則としてこれを尊重するというテクモ最高裁決定及びジュピターテレコム最高裁決定の判断枠組みが非上場株式についても当てはまることを明らかにした決定として、実務上の重要性が高いものと思われれます。

Client Alert

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhm-global.com

アソシエイト 川本 健

☎ 03-5220-1868

✉ ken.kawamoto@mhm-global.com

10. ファイナンス・ディスクロージャー：金融庁「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた有価証券報告書等の提出期限の延長について」等

金融庁は、2020年4月17日、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を公布しました（同日より施行）。これは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、金融商品取引法に基づく有価証券報告書や四半期報告書等の提出期限について、企業が個別の申請を行わなくとも、一律に2020年9月末まで延長することを内容とするものです。

また、これに先立ち、金融庁は、2020年4月15日、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会による「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」を公表しました。企業及び監査法人に対して、従業員や監査業務に従事する者の安全確保に十分な配慮を行いながら、決算及び監査の業務を遂行することを求めるとともに、6月末に開催される3月期決算の企業の定時株主総会について、日程の後ろ倒し、計算書類、監査報告等に関する継続会の開催を含む柔軟な対応を求めています。また、投資家に対して、長期的な視点からの財務の健全性確保の必要性に留意し、各企業の決算や監査の実施に係る現下の窮状を踏まえ、定時株主総会・継続会の取扱い等について理解するよう求めています。

これを受けて、東京証券取引所は、2020年4月15日、上場会社宛での通知において、決算内容の確定時期が通例より遅れることが見込まれる状況を踏まえ、市場における不正確・不明確な情報に基づく価格形成を回避し、投資者に適切な投資判断を促す観点から、決算発表日程の変更、事業活動等への影響、定時株主総会の日程変更（日程の延期及び継続会の開催）につき、実務上の留意点を整理しています。

4月中旬までに通期決算を迎えた上場会社のうち、半数以上の上場会社において、2021年度の通期業績予想の全部又は一部の項目を未定と開示しています。大型連休が明け、3月期決算の企業の通例の決算発表時期を迎える中で、各上場会社の決算発表、業績予想の公表（当初未定としていた上場会社によるアップデートを含みます。）、株主総会の開催等の方針が注目されます。

Client Alert

パートナー 鈴木 克昌
☎ 03-6212-8327
✉ katsumasa.suzuki@mhm-global.com
アソシエイト 田村 哲也
☎ 03-6213-8114
✉ tetsuya.tamura@mhm-global.com

11. 税務：国税庁による申告・納税の取扱いに関する FAQ の公開・更新

国税庁は、2020年4月30日、「法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関する FAQ」（以下「延長手続 FAQ」といいます。）及び「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ」（以下「税務取扱 FAQ」といいます。）を更新しました。

国税庁は、個人の確定申告期限について一括して4月16日まで延長していましたが、法人の確定申告期限については一括した延長を行っていませんでした。税務取扱 FAQ では、個人の確定申告期限の取扱い等に加え、法人の確定申告期限の個別延長手続や、納付猶予手続等について解説されています。また4月30日の更新では、納付猶予に関して具体的なケースに応じた解説が追加されています。

法人の確定申告期限の個別延長については、決算作業が間に合わない等の理由から、期限までの申告が困難なケースが考えられるため、個人の場合と同様、柔軟な確定申告を受け付けることとされています。個別延長手続については、別途申請書等の提出は不要であり、申告書等に申告期限及び納付期限を延長する旨を付記等すれば良いものとされています。具体的な内容は延長手続 FAQ をご参照ください。

なお財務省は、4月30日に成立した「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」に基づく、さらなる税制上の措置を予定しています。その内容は同省 HP にて公開されておりますので、あわせてご参照ください。

<参考資料>

国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf>

法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関する FAQ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf>

Client Alert

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html

パートナー 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhm-global.com
アソシエイト 安部 慶彦
☎ 03-6213-8161
✉ yoshihiko.abe@mhm-global.com

12. 中国・アジア（ベトナム）：競争法に関する政令 Decree No.35/2020/ND-CP（政令 35 号）の制定

2019 年 7 月 1 日より施行されているベトナムの新競争法（「新競争法」）の詳細を定める政令 Decree No.35/2020/ND-CP（「政令 35 号」）が 2020 年 3 月 24 日に制定され、同年 5 月 15 日より施行されます。本稿では、政令 35 号の内容のうち、特に日系企業によるベトナム企業への投資に影響を与え得る企業結合規制に関する規定をご紹介します。

(1) 企業結合規制の対象となり得る企業買収の定義

新競争法は、吸収合併・新設合併、一定の企業買収及び合併事業を「経済集中」と定義し、一定の場合に当局への事前届出を要求し、当局による予備審査・公式審査により「市場競争が著しく抑制される又は抑制され得る」と判断される場合にこれを禁止しているところ、政令 35 号は、「経済集中」に該当する企業買収について以下のとおり定義しています。

- (a) 買収企業が買収対象企業の定款資本又は議決権の 50%超を取得する場合
- (b) 買収企業が買収対象企業の全部又は一部の事業内容における資産の 50%超の所有権又は使用权を取得する場合
- (c) 買収企業が買収対象企業の以下のいずれかの権利を有する場合
 - 取締役の全部若しくは過半数、社員総会の議長又は社長についての直接又は間接的な選解任権
 - 定款の変更権限
 - 事業の組織形態、事業内容・事業地域・事業形態の選択、事業規模・事業目的的调整、事業上の資金の調達・分配・利用方法の選択を含む事業活動に関する重要事項の決定権

(2) 競争局への事前届出が要求される基準

上記「経済集中」に該当する取引を行う場合、一定の基準を満たせば競争局に事前届出を行う必要があるところ、政令 35 号では、当該基準は以下のとおり定められています。但し、以下の基準は当事者が金融機関、保険会社及び証券会社（「金融機関

Client Alert

等) 以外の場合の基準であり、当事者が金融機関等の場合には異なる基準が適用される点、ご留意ください。

- (a) 経済集中に参加する企業又は企業グループのベトナムにおける総資産が経済集中の実行の前会計年度において 3 兆ベトナムドン (約 136 億円) 以上の場合
- (b) 経済集中に参加する企業又は企業グループのベトナムにおける売上総額が経済集中の実行の前会計年度において 3 兆ベトナムドン (約 136 億円) 以上の場合
- (c) 経済集中の取引価値が 1 兆ドン (約 45 億円) 以上の場合
- (d) 経済集中に参加する企業の関連市場における合計市場占有率が経済集中の実行の前会計年度において 20% 以上の場合

上記のほか、政令 35 号では、予備審査のみで経済集中が許容される場合の数值基準や、「市場競争が著しく抑制される又は抑制され得る場合」の該当性判断における審査項目の詳細等が示されています。

政令 35 号により、新競争法における企業結合規制の枠組みがより明確化されましたが、依然として解釈が明らかではない点は少なくなく、また解釈については当局の裁量に委ねられる部分も多いため、具体的な運用について実務の蓄積が待たれます。

パートナー 江口 拓哉
☎ +84-28-3622-2601 (ホーチミン)
☎ 03-5223-7745 (東京)
✉ takuya.eguchi@mhm-global.com
アソシエイト 西尾 賢司
☎ +84-28-3622-2602 (ホーチミン)
✉ kenji.nishio@mhm-global.com
アソシエイト 川上 愛
☎ +84-28-3622-2603 (ホーチミン)
✉ ai.kawakami@mhm-global.com

13. 新興国 (ロシア・CIS) : 新型コロナウイルス感染症に伴うモラトリアムの導入

2020 年 4 月 1 日に成立したロシア連邦法 98-FZ 号及び同月 3 日に成立した政令 428 号に基づき、同月 6 日から 6 ヶ月間のモラトリアム (「本モラトリアム」) が開始されました。

本モラトリアムは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び感染拡大防止措置の影響を特に強く受けるものとして指定された業種 (輸送、娯楽・旅行、生活サービス等) の事業者並びに経済政策上特に重要なものとして政令で定められた事業者等に適用されます。但し、2020 年 4 月 24 日に成立施行されたロシア連邦法 149-FZ 号 (「改正法」)

Client Alert

により、これらの事業者（「適用対象事業者」）は、その旨の登録をすれば本モラトリアムの効力を受けないことも可能です。

本モラトリアムにより、適用対象事業者の債権者は、当該適用対象事業者に対し破産手続開始を申し立てることが禁止されるほか、既に適用対象事業者について開始済みの破産手続は中断することとなります。ただし、適用対象事業者自身による破産手続開始の申立ては妨げられません。そのほか、本モラトリアム中は、適用対象事業者の財産に対する強制執行、担保の実行及び債権者の法定優先順位を侵害する相殺の禁止、適用対象事業者による金銭支払義務の不履行に基づく違約金の不発生、適用対象事業者のその株主に対する配当、利益金の分配及び自己株式取得の禁止等の制限が課されることとなります。

本モラトリアムは、上記のように適用対象事業者に対する債権及び投下資本の回収可能性に影響することが予想されますが、既に適用の開始から短期間で改正法が成立していることから、新型コロナウイルス感染症に係る状況及び本モラトリアムの解釈上・運用上の問題点に応じて今後もその内容が修正される可能性があります。したがって、自らが適用対象事業者に該当する事業者はもちろん、適用対象事業者と取引を行う事業者も、本モラトリアムに係る今後の改正・運用等の動向を引き続き注視し、取引及び投資に係る判断を慎重に行う必要があります。

パートナー 土屋 智弘
☎ 03-5223-7740
✉ tomohiro.tsuchiya@mhm-global.com

アソシエイト 四宮 雄紀
☎ 03-5220-1884
✉ yuki.shimiya@mhm-global.com

アソシエイト 湯浅 哲
☎ 03-6266-8554
✉ tetsu-yuasa@mhm-global.com

アソシエイト 滝口 浩平
☎ 03-5293-4869
✉ kohei.takiguchi@mhm-global.com

アソシエイト 小林 花梨
☎ 03-5293-4857
✉ karin.kobayashi@mhm-global.com

アソシエイト 紫垣 遼介
☎ 03-5293-4861
✉ yosuke.shigaki@mhm-global.com

14. 国際訴訟・仲裁：新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた仲裁機関の対応等について（2）

先月号に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた仲裁機関の取り組みをご紹介します。

Client Alert

2020年4月9日、国際商業会議所（ICC）は、新型コロナウイルス感染症の仲裁手続に与える影響を抑えるための考え方を示した Guidance Note を提示しました。

<https://iccwbo.org/content/uploads/sites/3/2020/04/guidance-note-possible-measures-mitigating-effects-covid-19-english.pdf>

この Guidance Note は新型コロナウイルス感染症の影響下でも、ICC の仲裁規則を利用し、また、仲裁機関としてより踏み込んだ対応をすることで、適切、適時かつ効率的な紛争解決が図れるようにすることを目的としたもので、既存の手続上の手段をどのように利用するか、どのようにして、電話会議やビデオ会議等を活用したヒアリングを実施するか、また、そのための確認事項や推奨事項等を具体的な実務上の手引きを示しており、実務上、非常に参考になるものです。

また、2020年4月17日、ICC や、ロンドン国際仲裁裁判所（LCIA）、香港国際仲裁センター（HKIAC）、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）等 13 の主要な仲裁機関は、新型コロナウイルス感染症による仲裁手続に対する影響を抑え、また、新型コロナウイルス感染症の収束後に予想される様々な困難に備え、当事者や仲裁人に対し、各仲裁機関の規則や技術等を活用することで、仲裁手続が安定性及び予見可能性を保ち、可能な限り最大限、仲裁手続の公平性及び効率性を確保できるように呼び掛ける共同宣言を出しています。

<https://iccwbo.org/content/uploads/sites/3/2020/04/covid19-joint-statement.pdf>

仲裁手続の当事者、仲裁人としても、ICC の Guidance Note に見られるような各仲裁機関の用意している様々な手法を最大限活用し、公平かつ効率的な仲裁手続が実施できるように協力をする必要があります。

弁護士 横田 真一郎

☎ 03-6262-8365

✉ shinichiro.yokota@mhm-global.com

Client Alert

セミナー情報

www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html

- セミナー 『洋上風力発電プロジェクトの最前線の実務～最新の規制動向を踏まえた入札対応と実例に基づく事業開発・ファイナンスのノウハウ～』

開催日時 2020年5月20日（水）13:30～16:30

講師 村上 祐亮、市村 拓斗

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
- セミナー 『【追加開催】 税務調査で否認されないための国内外の再編・グループ内取引等のプランニング』

開催日時 2020年5月21日（木）9:30～12:30

講師 栗原 宏幸

主催 株式会社金融財務研究会
- セミナー 『1日で学ぶ 保険会社担当者向け 法律・コンプライアンスの基礎講座』

開催日時 2020年5月28日（木）9:30～16:30

講師 吉田 和央

主催 株式会社セミナーインフォ

文献情報

<http://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 論文 「新型コロナウイルスと株主総会での対応」

掲載誌 月刊監査役 No.708

著者 松井 秀樹
- 本 『Q&A でわかる業種別法務 製造』（2020年3月刊）

出版社 株式会社中央経済社

著者 西本 良輔
- 本 『バーチャル株主総会の実務』（2020年4月刊）

出版社 株式会社商事法務

著者 澤口 実、近澤 諒、本井 豊
- 本 『民法判例集 債権各論 [第4版]』（2020年4月刊）

出版社 株式会社有斐閣

著者 内田 貴（共著）

Client Alert

- 論文 「機関投資家の議決権行使方針及び結果の分析—2020年版—〈上〉」
掲載誌 資料版商事法務 432号
著者 澤口 実、山岡 孝太、芳川 雄磨、藏田 彩香、長尾 勇志
- 論文 「「株主総会運営に係る Q&A」のポイントと実務に与える示唆」
掲載誌 商事法務ポータル SH3107
著者 渡辺 邦広
- 論文 「欧米における Cookie 規制の最新動向と今後の展望」
掲載誌 NBL No.1168
著者 岡田 淳、根橋 弘之、小林 花梨
- 論文 「みずほ信託プロダクツ法務研究会報告 事業承継における信託の活用」
掲載誌 金融法務事情 No.2135
著者 石綿 学、大石 篤史、山川 佳子
- 論文 「改正法施行目前！指針を踏まえた企業のパワハラ対応」
掲載誌 企業会計 Vol.72 No.5
著者 南谷 健太
- 論文 「税理士のための合同会社の実務 第2回 設立」
掲載誌 税務弘報 Vol.68 No.5
著者 安部 慶彦
- 論文 「レンタル収納事業に用いられるコンテナの課税上の取扱い」
掲載誌 週刊 T&A master No.829
著者 大石 篤史、山川 佳子、宇田川 翔
- 論文 「Japan - Cookies & Similar Technologies」
掲載誌 OneTrust DataGuidance
著者 岡田 淳
- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Employment & Labour Law 2020 - Japan Chapter」
掲載誌 International Comparative Legal Guide to: Employment & Labour Law 2020 10th Edition
著者 大野 志保、金丸 祐子（共著）

Client Alert

- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Enforcement of Foreign Judgments 2020 - Japan Chapter」
掲載誌 International Comparative Legal Guide to: Enforcement of Foreign Judgments 2020 5th Edition
著者 金丸 祐子、辰野 嘉則

- 論文 「Global Legal Insights to: International Arbitration 2020 - Japan Chapter」
掲載誌 Global Legal Insights to: International Arbitration 2020 6th Edition
著者 金丸 祐子、辰野 嘉則

NEWS

<http://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- The Legal 500 において当事務所の弁護士が Hall of Fame に選ばれました
The Legal 500 において、当事務所の以下の弁護士が Hall of Fame に選ばれました。
 - ・宇都宮 秀樹 Antitrust and competition: Independent local firms
 - ・鈴木 克昌 Capital markets: Independent local firms
 - ・桑原 聡子 Corporate and M&A: Independent local firms
 - ・石綿 学 Corporate and M&A: Independent local firms
 - ・小澤 絵里子 Real estate and construction: Independent local firms
 - ・大石 篤史 Tax: Independent local firms

詳細は Legal 500 のウェブサイトに掲載されております。

- The 11th Edition of The Best Lawyers™ in Japan にて高い評価を得ました
Best Lawyers® (ベスト・ロイヤー) による、The 11th Edition of The Best Lawyers™ in Japan に当事務所の弁護士 120 名が選ばれました。

下記 6 名の弁護士が「Lawyers of the Year」に選ばれました。

池田 綾子 - Criminal Defense

佐藤 正謙 - Derivatives

堀 天子 - FinTech

三浦 健 - Investment and Investment Funds

石綿 学 - Private Equity, Private Funds and Venture Capital Law

小澤 絵里子 - Real Estate Law

・ Antitrust / Competition Law

伊藤 憲二、宇都宮 秀樹、加賀美 有人

Client Alert

- Arbitration and Mediation
上村 哲史、辰野 嘉則
- Asset Finance Law
佐伯 優仁、村上 祐亮、中島 悠助
- Banking and Finance Law
佐藤 正謙、松井 秀樹、丸茂 彰、小澤 絵里子、小林 卓泰、末岡 晶子、
青山 大樹、江平 享、末廣 裕亮
- Capital Markets Law
安部 健介、藤津 康彦、鈴木 克昌、尾本 太郎、江平 享、熊谷 真和、
根本 敏光、田井中 克之、宮田 俊
- Corporate and M&A Law
小島 義博、林 宏和、米 正剛、射手矢 好雄、河井 聡、藤田 浩、松井 秀樹、
藤原 総一郎、棚橋 元、石本 茂彦、岡崎 誠一、高谷 知佐子、石綿 学、
大石 篤史、松村 祐土、鈴木 克昌、小松 岳志、戸嶋 浩二、浦岡 洋、
紀平 貴之、篠原 倫太郎、秋本 誠司、江平 享、内田 修平、塩田 尚也、
関口 健一、代 宗剛、松下 憲、藤田 知也、本間 隆浩、松井 裕介、
近澤 諒、二見 英知
- Corporate Governance & Compliance Practice
松井 秀樹、澤口 実、石井 裕介、奥山 健志、梅津 英明、大野 志保、
渡辺 邦広、山内 洋嗣、河島 勇太
- Criminal Defense
池田 綾子、奥田 洋一、柴田 勝之
- Derivatives
佐藤 正謙、小澤 絵里子
- Energy Law
小林 卓泰、四元 弘子
- Financial Institution Regulatory Law
松井 秀樹、小田 大輔、江平 享、堀 天子、石川 貴教
- FinTech
竹野 康造、堀 天子
- Information Technology Law
齋藤 浩貴、丸茂 彰、飯田 耕一郎
- Insolvency and Reorganization Law
藤原 総一郎、井上 愛朗、山崎 良太、稲生 隆浩
- Insurance Law
増島 雅和、吉田 和央

Client Alert

- Intellectual Property Law
飯塚 卓也、齋藤 浩貴、横山 経通、三好 豊、小野寺 良文、上村 哲史、
岡田 淳
- International Arbitration
横田 真一郎
- International Business Transactions
小島 義博、江口 拓哉、射手矢 好雄、土屋 智弘、松村 祐土、武川 丈士
- Investment and Investment Funds
竹野 康造、三浦 健、大西 信治、下瀬 伸彦
- Labor and Employment Law
高谷 知佐子、荒井 太一、安倍 嘉一
- Litigation
信國 篤慶、山岸 良太、奥田 洋一、市川 直介、金丸 和弘、松井 秀樹、
藤原 総一郎、宮谷 隆、柴田 勝之、荒井 正児、眞鍋 佳奈、金丸 祐子、
小島 冬樹
- Media and Entertainment Law
齋藤 浩貴、山元 裕子、横山 経通、上村 哲史、佐々木 奏
- Privacy and Data Security Law
北山 昇
- Private Equity, Private Funds and Venture Capital Law
竹野 康造、三浦 健、藤原 総一郎、棚橋 元、石綿 学、田中 光江、
久保田 修平
- Product Liability Litigation
関戸 麦
- Project Finance and Development Practice
岡谷 茂樹
- Real Estate Law
佐藤 正謙、植田 利文、小澤 絵里子、武川 丈士、石川 直樹、青山 大樹、
埴 晋
- Structured Finance Law
佐藤 正謙、諏訪 昇、植田 利文、小澤 絵里子、小林 卓泰、武川 丈士、
青山 大樹、蓮本 哲
- Tax Law
増田 晋、大石 篤史、酒井 真、小山 浩、栗原 宏幸
- Technology Law
田中 浩之
- Telecommunications Law
山元 裕子、丸茂 彰、飯田 耕一郎、林 浩美、小山 洋平

Client Alert

・ Trade Law
江口 拓哉

➤ 高松オフィス業務開始のお知らせ

高松オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として、2020年4月1日より、正式に業務を開始いたしました。

高松オフィスには、M&A・組織再編、一般会社法務、訴訟・紛争案件、事業承継を含む税務案件等において豊富な経験を有する小山 浩 弁護士に加え、加藤 裕之 弁護士及び鷹尾 征哉 弁護士が所属し、案件に応じて東京オフィス等の弁護士とも共同して、M&A、国際業務、訴訟・紛争、税務、労働法、事業再生・倒産、ファイナンス、危機管理等の幅広い分野のリーガル・ニーズにお応えしてまいります。さらに、クロスボーダーの M&A やアジア業務等につきましては、国内拠点のみならず、北京・上海・シンガポール・バンコク・ヤンゴン・ホーチミンオフィス及びジャカルタデスクを含めた当事務所の各海外拠点と連携をとりながら、四国・中国地区のクライアントの皆様へ充実した最先端のリーガル・サービスを提供してまいります。

➤ 道垣内 弘人 弁護士が入所しました

(道垣内 弘人 弁護士からのご挨拶)

様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本年4月より、森・濱田松本法律事務所に客員弁護士として入所させていただくことになりました。

これまで、筑波大学、神戸大学、東京大学で計38年間、民法の研究・教育に従事してきました。担保物権法から研究を始めましたが、特にそれが専門だという意識はありません。また、信託法にも早い時期から興味を有し、研究や講義を行ってきました。民法についても、信託法についても、視野を広くとりながら、他の制度との関係を意識しながら検討を進めていくことを心がけてきたつもりです。このたび、還暦を機に東京大学を退職し、専修大学法科大学院に異動するとともに、弁護士登録をいたしました。実務と研究の架橋を試みながら、社会のお役に立てる道を模索していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

➤ 薦 大輔 弁護士が入所しました

(薦 大輔 弁護士からのご挨拶)

皆様におかれましては、ますますご清祥のことと拝察致しております。

この度、森・濱田松本法律事務所にて執務させていただくこととなりました、薦大輔と申します。2010年12月に弁護士登録を行い、約3年間、大阪の法律事務所勤務弁護士として執務し、一部上場企業、中小企業、個人と多種多様なクラ

Client Alert

クライアントの皆様のお手伝いをさせていただくこと等を通じて研鑽を積み、弁護士としての土台を築きました。

その後は様々な省庁で約6年間、国家公務員として執務しました。まずは財務省近畿財務局において主として法務監査官として執務し、局内で生じる課題（金融商品取引法、金融関係の業法、国有財産関係法令、会計法令等）に関する法務に携わりました。次に総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室において副管理官として執務し、行政機関個人情報保護法等の改正に関する立案を通じ、プライバシー・個人情報保護法制及び情報公開法制に関する業務に深く携わりました。さらにその次に内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)において上席サイバーセキュリティ分析官として執務し、サイバーセキュリティ基本法の改正に関する立案や、サイバーセキュリティ関係法令の調査検討を担当し、サイバーセキュリティに関する業務に深く携わりました。

森・濱田松本法律事務所においても、これまでの弁護士としての経験はもちろん、金融関係・プライバシー関係・サイバーセキュリティ関係の執務経験を最大限活かし、研鑽を重ねて専門性をより一層深め、皆様のお役に立てるよう、全力を尽くす所存です。

皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

➤ 鷹尾 征哉 弁護士が入所しました

（鷹尾 征哉 弁護士からのご挨拶）

皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、森・濱田松本法律事務所（高松オフィス）にて執務することになりました鷹尾征哉と申します。私自身、香川県小豆島生まれ、高松市育ち、高松修習ということもあり、地元の弁護士や他士業の先生方との連携を重視し、香川県・四国全体の弁護士業務全般のより一層の活性化を目指すという高松オフィス開設のコンセプトに魅力を感じ、微力ながらも、その道において私の全身全霊を掛けて業務に励んで参りたいと考えております。前職においても、M&A や会社法関連業務等を中心にした企業法務に従事しており、これまでの経験を活かすとともに、更なる知見と専門性を深めるべく一層精進を重ね、皆様のご要望にお応えできるよう、最善を尽くす所存です。

何卒、皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

➤ 野口 奈央 弁護士が入所しました

野口 奈央 弁護士が当事務所に入所いたしました。同弁護士は、判事補の経験を持ち、2004年6月に成立した「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律」に基づいて、当事務所に参加することとなりました。この制度の詳しい情報は、日弁連のウェブサイトをご覧ください。

Client Alert

- 当事務所が監修した、全国銀行協会の「LIBOR の恒久的公表停止に係る相対貸出のフォールバック条項の参考例（サンプル）」及びその解説が3月31日に公表されました。
- 松井 敦子 弁護士が法務省「日本法令外国語訳推進会議」構成員に就任しました
- 新井 朗司 弁護士が金沢大学法科大学院非常勤講師に就任しました

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
www.mhmjapan.com